

## 短

時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(の満年度化)などに伴い、2017年度の健保組合の被保険者数は1643万人(2・29%、36万9千人増)、保険料収入は7兆9308億円(3・00%、2311億円増)となっている。平均標準報酬月額も36万8588円(0・18%、651円増)とわずかながらも増加したが、平均標準賞与額は106万6532円で0・11%、1134円の減少となっており、他方、法定給付費は1422億円(3・58%)増の4兆1193億円と見込まれている。

この適用拡大は、労働者間の連帯、短時間労働者の老後生活不安の緩和という面でプラスと評価され、また、国保への国庫負担の縮減など国の財政負担の軽減という効果をもたらしたが、健保組合では相対的に年報酬総額が低い層の増加による保険財政への影響を懸念する。

健保組合の平均保険料率は9・168%で、前年度の9・100%から

0・068ポイント上昇し、協会けんぽの平均保険料率10%を超える健保組合は316組合(13組合増)と全健保組合の約4分の1を占めるまでになった。赤字組合は全組合の7割を超えた。赤字を出さずに収支均衡とするための実質保険料率は9・691%で、10・00%以上の健保組合は497組合と全組合の36%を超えており、協会けんぽの収支均衡料率9・72%以上の組合は619組合と5割近くまできた。

とくに健保組合の財政を圧迫するのは、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の抛の重さである。支援金の算定における総報酬割の全面導入、納付金の精算分が追徴となったことなどにより、17年度のこれら抛出金は16年度と比べ7・23%と大幅に増加し、保険料収入に対する割合は平均44・54%の重い負担となっている。健保組合は一層厳しい運営を強いられることが明らかになった。

こうした難局に適切に対応するため

には、健保組合自らが特定健診・特定保健指導、データヘルスの展開など加入者の健康管理対策の強化、レセプト点検など給付費管理の効率的実施など、存立の理由である「保険者として果たすべき機能」を適切に発揮することが求められるのであり、まずはこの保険者であることの原点に立ち戻った着実な努力を引き続き重ねていきたい。

その上で、被用者保険の被保険者間の公平と連帯、社会保険料負担の限界、そして国民皆保険体制の持続性の確保という基本的な視点が必要であり、健保連を中心とした政策的検討を重ねていきたい。協会けんぽの保険料率を上回る健保組合に対する給付費への定率国庫負担の導入、前期高齢者医療費への公費投入、実質保険料率に対する抛出金負担の割合の上限設定などの新たな制度が実現されるよう消費税収の確保なども含め、長期的視点に立った政策的取り組みを国に対して求めていきたい。

## 視点

119

# 健保組合2017年度 予算から見た課題と方向

